

議員提出議案第1号

平成23年5月1日から平成24年3月31日までの
間における議会議員の議員報酬の減額に関する条例制
定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項
の規定により提出いたします。

平成23年4月20日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	渡 部 寛 一
賛成者	南相馬市議会議員	山 田 雅 彦
〃	〃	鈴 木 昌 一
〃	〃	今 村 裕
〃	〃	小 川 尚 一
〃	〃	小 林 正 幸
〃	〃	土 田 美 恵 子

提案理由

本市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により壊滅的な被害を受けたことに加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故により甚大な被害を被ったことから、被災者の支援、産業の再生・再興及び早期復興に必要な財源に資するため、議員報酬を10パーセント削減する条例を制定するものである。

南相馬市条例第 号

平成23年5月1日から平成24年3月31日までの
間における議会議員の議員報酬の減額に関する条例

平成23年5月1日から平成24年3月31日までの間における
議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、議会議員の議員報酬、
費用弁償等に関する条例（平成18年南相馬市条例第42号）第2
条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から10パーセン
トを減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

議員提出議案第2号

南相馬市議会政務調査費の交付の特例に関する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成23年4月20日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	山 田 雅 彦
賛成者	南相馬市議会議員	渡 部 寛 一
〃	〃	鈴 木 昌 一
〃	〃	今 村 裕
〃	〃	小 川 尚 一
〃	〃	小 林 正 幸
〃	〃	土 田 美 恵 子

提案理由

本市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により壊滅的な被害を受けたことに加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故により甚大な被害を被ったことから、被災者の支援、産業の再生・再興及び早期復興に必要な財源に資するため、平成23年度議会政務調査費の交付を行わないこととする条例を制定するものである。

南相馬市条例第 号

南相馬市議会政務調査費の交付の特例に関する条例

南相馬市議会議員の政務調査費は、南相馬市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年南相馬市条例第7号）第2条及び第3条の規定にかかわらず、これを交付しない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。